

会 議 録

会議の名称	西東京市行財政改革推進委員会 平成 15 年度 第 2 回会議
開催日時	平成 15 年 7 月 8 日（火） 午前 10 時 00 分から午前 11 時 20 分まで
開催場所	田無庁舎 3 階 庁議室
出席者	箱崎委員長 竹之内副委員長 小林委員 筑井委員 長澤委員 松山委員 高梨委員 倉本委員 事務局：坂井企画部長 飯島課長補佐 伊佐美主査 河合主任
議題等	1 答申案（「西東京市の職員定員について」）について 2 その他
会議資料	答申（案）..... 資料 1
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録（内容、別紙会議録のとおり）

西東京市行財政改革推進委員会会議 平成15年度 第2回会議録

委員長：おはようございます。ただ今から第2回の行財政改革推進委員会を開きます。
本日は、お知らせにあったように、答申案の最終的な審議を行いまして、7月15日に市長に提出することにしております。そういうことですので、答申案について、審議をお願いします。答申案を事務局で読んでいただけますか。

事務局：全体を続けて読みますか、段落で区切って読みますか。

委員長：まず、1を読んで下さい。

(答申案の「1、はじめに」を朗読)

委員長：ここまでの部分で、お気付きの点はありますか。ないようですので、次の2を読んでいただけますか。

(答申案の「2、市職員の定員は、もっとスリムにしましょう」を朗読)

委員長：この部分については、いかがですか。

事務局：委員長、よろしいでしょうか。

委員長：どうぞ。

事務局：後ろから4行目ですが、「現状はそういう面もみられます。」という部分について、具体的にこういうことであるのご指摘いただければありがたいと思います。受け取った段階で、この議論はしなかったのかと内部で問題となりますので、例えば、こういう部分であるのご指摘をいただきたいと思います。私どもといたしましては、「現に、現状はそういう面もみられます。」という部分は、変に議論を呼んでしまうので、できたら割愛していただきたいというのが趣旨でございます。

委員長：これは割愛いたしましょう。この部分を削って下さい。
それでは、次を読んで下さい。

(答申案の「3、NPO、パートナー制度を積極的に活用しましょう」を朗読)

委員 長：答申文としては、違和感はございませんか。

事務 局：志木市のことを引用されるのは問題ないと思いますが、実際に志木市が、このとりにやるかどうかは疑問があります。「導入すべきです」という断定調は、この委員会の見識として、「こうあるべきだ」というところまで深めた議論ではないと思います。仮に「導入を検討すべき」という表現であれば、例示になると思いますが。

委員 長：志木市では、行政パートナー制の導入を本当に検討していますか。

事務 局：実際に、仕組み上はここまでやっていないという気がします。

委員 長：かなり、やるという印象は受けました。

事務 局：先般も新聞に載っておりましたが、市長も教育委員会もいないという特区制度の提案をしまして、今の総体の法律の枠内では難しい議論だというコメントが新聞に載っておりましたが、志木市は盛んにこういうことをやっているところですので、こちらの見識として、行革委員会がこれが良いと評価してしまうのもどうかという気がします。

委員 長：皆さんはいかがですか。

倉本委員：先日観ましたテレビによりますと、武蔵野市は、今年の初めに市民を集めて、今の財政状況を説明し、今後は人口が減少し税収が減っていくであろうと予想されるため、「市民の皆様が行政を担って欲しい」旨の集会を開いていました。武蔵野市ですら、そういうことを考え、危機意識を持っているのだと感じました。

事務 局：どの団体も税収が下がっておりますので、どういう傾向にあるかと申しますと、NP やボランティア、行政と住民の役割の見直し、例えば、道路清掃等の身の回りのことは住民自らでやって下さいという時代であるという議論は出てきております。公園の管理も、地域住民がボランティア的にやって欲しいという組織化も、西東京市もやっておりますが、まだ無償というわけにはいきませんので、薄謝程度のお礼をする中でやっていくという傾向がありますが、ここで言う行政パートナーが個人契約かということ、法律上の制限がどうかと若干の疑問があります。傾向はありますが、市と個人契約し行政の事務をするということが、今の法制度上認められるのかということになります。臨時職員でも何でも構いませんが、公

務員として雇うならば良いわけで、雇用関係があれば、それは同じ守秘義務がかかりますので、問題ないと思います。この契約制度で、果たしてできるのかということが、まだ分からないところがありますので、これを例示的に表現していただければ良いのかと思います。こういう考え方も時代の状況にあるという認識をお書きいただいて、検討すべきであるとした方が良いと思います。

高梨委員：「検討すべきであると考えます」という表現で良いと思います。「導入する」という表現になりますと、実行しなさいということになるわけですので、諸般の情勢を考えて、「検討すべき」で良いと思います。

事務局：「採用を進めています」という表現も、事実関係を把握しておりませんので、「採用を検討します」とした方が良いと思います。

委員長：「採用を構想しています」とすれば良いです。他に皆さんの意見はありますか。

松山委員：ここの趣旨は、志木市の例は単なる例示で、言わんとすることは、類似の制度を導入すべきということだと思います。志木市がどこまでやるかは、企画部長がおっしゃったとおりだと思います。ただ、大事なのは、こういうアイデアがあるので、我が市も似た制度を、単に検討するだけでなく、導入すべきだということです。実現するかどうか分からない制度を導入すると、企画部長も心配されたように、こちらの見識が疑われるおそれもあるので、志木市は例示だけにして、それに似た「NP を活用する」という制度を、単に検討するだけでなく、導入すべきとすることだと思います。それは上手く表現できると思いますが。

委員長：「近隣の志木市では、行政業務の民間移管のシステムとして、行政パートナー制を構想しています。」「このようなシステムの導入を検討すべきです」とします。

事務局：松山委員のおっしゃられた、NP の積極的な活用や市民との協働という点を強調したいということであれば、志木市の事例を前に持ってきて、冒頭にある民間やNP との協働を行替えして、最後に積極的に検討とすれば良いと思います。志木市ではなくて、市民やNP との協働が委員会としての位置付けになると思います。このままですと、どうしても、志木市の未確定部分の制度化を市として積極的に進めようという答申になりますので、市民やNP との協働を主においたスリム化ということであれば、例示を前に持ってきた方が良いと思います。

副委員長：志木市のシステムは、実現するにはいろいろと問題点があるわけですが、しかし、

その精神は極めて尊重に値するわけです。パーフェクトなシステムというものは
ないですが、その精神的な部分、方向性を強調して、時代の趨勢で、その方向性
に西東京市も乗らなくてはいけないという形にした方が良いかもしれません。

委員 長：「このようなシステムの導入を検討すべき」という表現で良いと思います。

高梨委員：NP やボランティアばかりでなく、志木市の「行政パートナー制度」まで含め、
広範囲に市民と行政の役割を見直すことは必要であると考えます。現行の地方自
治法や条例の制約の中で、100%満足できる対応が図れなかったとしても、行革の
立場からすれば、柔軟に対処していただけたらと思います。市職員はあくまでも
市長の政策プレーンであって、スタッフ業務に専念、それ以外の業務は、アウト
ソーシングや市民の力を借りて地方自治体（都道府県や大都市を除く）を運営し
ていくという新しい概念が行政コスト上からも必要ではないかと考えます。従っ
て、「このようなシステムの導入について検討すべき」程度の表現が好ましいと思
います。

委員 長：「西東京市もこのようなシステムの導入を検討すべきです」という表現で十分だと思
います。

松山委員：もう一つ、ここで気になるのは、個人に業務を委託する場合、私もその論拠はよ
く分からないのですが、公権力の行使は絶対にいけないと常に言われます。この
ことに触れなくてよいでしょうか。

委員 長：そのことについては、背景で触れています。3ページの最後から7行目当たりにな
ります。

松山委員：ここに書いてあるとおり、公権力の行使と言えども、民間委託すべきであるとい
う立場に立っているわけですね。

委員 長：次々に民間委託をしていくと、政策の企画立案、金銭の管理、守秘義務が発生す
る業務だけになります。民間の会社に勤めていても、守秘義務はあります。契約
をしていれば、守秘義務は十分守られていくと思います。

事務局：ただ、われわれも民間に委託する際に守秘義務を課すわけですが、それが破られ
た時は、基本的に契約違反となります。公務員の場合は、懲役等の刑事罰を受け
ますので、ここが大きな違いだと思います。それだけ信用性の担保、守秘義務に

対して重いものを課しております。

委員 長：服役になるのですか。

事務 局：懲戒処分の対象になります。法令に違反すれば、刑事罰を受けることになります。守秘義務違反の典型的なものは、毎日新聞の沖縄基地の問題で、国家公務員が国家機密を漏らした事件が、一番有名なものだと思います。

委員 長：あの事件に刑罰はつきましたか。

事務 局：執行猶予がついたかもしれませんが、裁判になったと思います。

委員 長：その事件も重要ですが、公共事業が全部守秘義務を違反していますが、それでも、どこで誰が告発されたということはめったに聞きません。日本の法律は、公務員を罰することにおいては、独占禁止法でも、競争を妨害したことで罪に問いません。罪に問う条項がないからです。非常に公務員に甘くできているということが実態です。やはり漏らされて困る守秘義務は困ります。問題になるのは、金銭管理、守秘義務だけですか。

事務 局：ここは難しいところだと思います。金銭管理も、地方自治法では私人に委託できる規定があります。

委員 長：金銭管理は該当しますか。

事務 局：今は、使用料、手数料の徴収は民間に委託できます。これから、コンビニエンスストアで公共料金を徴収しようという時代で、税金も徴収できるようになりました。

委員 長：税金を民間が徴収するわけですか。

事務 局：コンビニエンスストアで支払うということです。その管理は、信販会社がすることになります。

委員 長：それならば、これは除いた方が良いですか。

事務 局：そうですね。かなり規制緩和になっておりますので。

委員 長：「政策の企画・立案部門と守秘義務が発生する業務だけで」という表現にしますか。
守秘義務も、深刻な、厳密なというような言葉が必要ですね。

事務局：そうですね。

委員 長：守られなかった場合に深刻すぎるような守秘義務という意味で、何か良い表現はないですか。税金を滞納している家がどこかということは、守秘義務ではあるが、これが漏れたからといって、そう深刻な問題ではないと思う。

事務局：プライバシー情報と言われるのは、自治体の場合は、個人の姓名、性別も含まれると扱っておりますが、深刻なものとなりますと、個人の犯罪歴、病歴、資産状況になります。

委員 長：これは「重大な守秘義務」と表現した方が良いのですか。

事務局：難しいところです。

委員 長：皆さんどうですか。

副委員長：「高度な守秘義務」と表現したらどうですか。

委員 長：そのようにしましょう。

事務局：公権力行使という言葉も、どこかに入れた方が良いような気がします。後ろの文面と少し違って来るかもしれませんが。

委員 長：「高度な守秘義務」はよろしいですか。

事務局：はい。

委員 長：全部の公権力がだめになったら、この部分はだめですね。

事務局：若干、公権力は残るような気がしますが。

委員 長：そう思います。

副委員長：自発的にコンビニエンスストアに納めに来るのは問題ないですが、滞納者の家にコンビニエンスストアの店員が徴収しに行くわけにはいかないのです。そうなった場合には、明らかに公権力の行使になります。同じ徴税事務をやっても、公権力が強く働く部分と働かない部分があります。

委員長：「一定の公権力」と表現するとか。

高梨委員：しかし、その概念をここに入れるとなじまないです。

委員長：公権力が全部だめだとは言っていないし、当然に公権力を伴うから行政だと思いますが。

高梨委員：言わずもがなだと思います。

副委員長：市の職員の方々は、当然にわきまえていると思います。

委員長：それでは、もう一度、直したところを読んでいただけますか。

（答申案の「3、NPO、パートナー制度を積極的に活用しましょう」の修正したものを朗読）

副委員長：パートナー制の採用は切らなくても良いですか。「採用」という言葉を入れない方が良いのではないですか。

委員長：「行政パートナー制を構想しています」という表現にします。皆さん、いかがですか。

松山委員：やはり、志木市に話が行きすぎています。志木市の扱いを軽くした方が良いと思います。しかし、今ここで上手く文章が出てこないのです。皆さんがこれで良ければ結構です。

委員長：それでは、次の「答申の背景及び理由」を読んでいただけますか。

（答申案の「答申の背景及び理由」を朗読）

委員長：前から8行目の「その分だけ水増しされているわけで」という表現は、本当は「そ

の分だけ粉飾されている」ということですが、「粉飾」という言葉はきついですか。

事務局：事実ですので、どういう言葉が使われても良いと思います。隠れ支出ということになります。

委員長：「その分だけ粉飾されている」という表現に変えますか。

高梨委員：少し表現がきつくないですか。少し気になります。粉飾決算というのは罪悪ですので、そういうことを他の市でもやっているということになると、実態はそうかもしれないですが、もうひと工夫できないですか。

松山委員：粉飾となると、何となく悪そうなイメージになると思います。

委員長：それでは、粉飾はやめて、このままの表現にします。最終的に、この文章は横書きになるそうです。

事務局：もうしわけございませんが、公用文のきまりがございますので。

委員長：数字も算用数字ですか。

事務局：はい。

委員長：それでは、次を読んで下さい。

（答申案の「2．職員の定員は市の実力によって決めるべきです」を朗読）

松山委員：市税比率は、決算額で載せていただいたわけですね。

事務局：そうです。

委員長：議会の問題については、私の本心としては、付け加えたかったです。議員定数を反映するか、歳費を反映するかということを、どこかに入れておいた方が良いような気がしますが。

事務局：この項目3番のところは、まさしく行革委員会のご見識として受け止めさせていただくしかないと思っております。前回は申し上げましたが、現在の公務員制度

は、人口規模を基本的には目安にするということがルール化されております。それと、受益と負担の対応を明確にするために地方税財源について盛んに議論になっておりますが、この究極の目的は、税収に見合った仕事をし、それが住民の選択になりますという流れだと思います。たくさんのサービスを受けなければ、税負担も増えるし、税負担が少なければ、その分サービスも少ないで良いという流れを作ろうとしていると思います。本当は2番に、これは一方的ですが、住民の利益も減りますという部分があっても良いのではないかと思います。つまり、税収の少ない団体は、少ない職員で良いが、その代わりサービスも少なくても良いという論理があっても良いのではないかと思います。

委員長：言わずもがなだと思います。ですから、皆、土地代の高いところに住みたがるわけです。NP を活用すると、職員よりも実際にはもう少し高いサービスが行われる可能性もあります。

事務局：今は、古典的に、自治体職員の見解を申し上げただけです。

委員長：議会のところについて、皆さんは意見ありますか。「財政が窮屈な市の議会は、それなりに少ない議員定数を採用するか、議員報酬の絶対額を抑えるべきです。」というところに、議員を半数にするか歳費を半分にするかという考えを入れますか。

事務局：事務方が心配するのは、何度も申し上げておりますが、そもそも行革委員会は、行政に対する審議権はあっても、議会の定数や権限に関して議論するという職制上の権限があるのかと正面から言われた時に、私どもがこの答申をもらった時に、事務局がこういう議論を容認したのかと言われるのが辛いところです。

高梨委員：議会費で、議員の歳費、議会運営のための費用は、一般予算から支出しているわけですか。

事務局：そうです。

高梨委員：市の収入をどう使っていくかに関わっていることは事実ですね。

事務局：はい、そうです。

高梨委員：そういった観点から申し上げているし、その数字が大きいので、もちろん行政も節約すべきであるし、立法も節約すべきであるということから、公平の議論から

出ていることだとして説明いただければと思います。

事務局：一般会計から等しく負担してる経費上の観点からと説明いたします。

委員長：次の3番から最後まで読んで下さい。

（答申案の「3．民間に任せられる業務はいっぱいある」、「4．もう、国や都頼みはできません」を朗読）

副委員長：「公権力の行使は民間には任せられない」という表現は、少し不正確のような気がします。やはり、公権力の行使という行為は、行政の独占的事項だと思います。むしろ、行政の行っている業務の中には、公権力の行使でないものがありますので、そういったものは、どんどん民間がやっても問題なくて、今、私人による行政というものが焦点を当てられております。例えば、建築確認業務を私人でやってもらおうということがあり、こういうことは公権力行使ではなく、いわゆる機械的に建築基準法や条例に当てはめて、基準をクリアしているので認めますとすだけです。そういったものは、裁量の余地もないので良いのですが、公権力の行使となると、かなり行政独占的になってしまうと個人的には思います。

委員長：おっしゃっていることは分かります。表現が悪いかもしれないです。

副委員長：次の、「交通違反の摘発・処罰行為を民間に任せる」というのは、おそらく処罰行為は民間にはできないと思いますが。

委員長：そうですね。分かりました。しかし、切符を切るのは処罰行為ではないですか。

副委員長：あれは、処罰行為ではないです。切符を切られて、お金を納めなければ裁判になります。

事務局：反則金制度というのは、厳密には刑罰ではありませんので、処罰行為には当たらないということです。

副委員長：「公権力の行使は民間には任せられないという発想は、もう考え直すときです。」という文章を削除した方が良いと思います。

委員長：「公権力の行使は民間には任せられないという発想は、もう考え直すときです。」

という文章は、副委員長の指摘のように削除しましょう。

副委員長：委員長のお考えになっていることは分かりますが、考えと上手くマッチしていないと思います。

事務局：警察庁も、摘発について、まだ検討が始まったばかりだと思います。

委員長：テレビのニュースでやっていましたが。

事務局：庁内での検討が始まったと、ホームページで載っておりました。

委員長：警視庁が防犯対策に集中的に人材を割くと、交通違反等を取り締まっていたら人手がなくて仕方ないということで、こういうことをすると聞きましたが、残念ながら確認をしてはいません。

事務局：「民間に任せるということを検討している」という表現にしたらどうですか。表現の問題ですが、いつ具体化するか見えない状況で、任せようと言い切るのは、どうかと思います。警察庁の中で、違法駐車問題検討懇談会を立ち上げておられて、3回程度やっているそうです。骨子案はまとまっていない段階ですが、確かにこのような話を中心的に議論しているようです。おっしゃっていたように、重大事件に振り向けるべきであるということで、反則金等は民間委託できないかという話は出ております。議論しているところというのが正確な状況だと思います。

高梨委員：いろいろと誤解がありますので、警察庁の話も一緒に削除したらどうですか。

委員長：それでは、「公権力の行使は民間には任せられないという発想は、もう考え直すときです。警察庁でさえ、交通違反の摘発・処罰行為を民間に任せようという時代です。」を削除します。
全体的にご意見はありますか。

事務局：最終的なスタイルですが、これはいきなり本文が入っておりますが、日付、市長の宛名、委員長名、「西東京市の職員の定数について」というタイトル、標記の件について、下記のとおり答申します等となるのが通常のパターンですが、そういう形にアレンジしてよろしいですか。

委員長：よろしいです。最後に委員名を全員載せて欲しいです。

事務局：かがみに、委員長から順番に全員を載せるようにいたします。

委員長：最初にお渡しした原稿に、見出しのようなものを書いておいたのですが。

事務局：「職員定員についての答申」というものでよろしいですか。

委員長：はい、そうです。サブタイトルを何か付けますか。前の答申はどうでしたか。

事務局：「改革に決断とスピードを」でした。

委員長：「志の高い市政をめざして」はどうですか。

事務局：「西東京市の職員定員について」という正式なタイトルで、サブタイトルが「志の高い市政をめざして」ということでよろしいですか。あるいは、もう少し良いサブタイトルがありますか。

高梨委員：「志の高い市政をめざして」は、少し気になりますね。

小林委員：答申の中に出てくる「スリムで効率的な行政」はどうですか。

委員長：「スリムで効率的な市政をめざして」「合併の効果を確実にするために」はどうですか。

副委員長：メインとサブのタイトルが反対のような気がします。「1,000人体制をめざして」とはっきり書いたらどうですか。

委員長：そうですね。それでは、「1,000人体制をめざして」でよろしいですか。

高梨委員：結論をはっきり言っているわけですから、事務局さえ良いとおっしゃっていただければ問題ないと思います。

事務局：今まで何回もお答えしてきているとおり、1,000人体制というのは、精神論とならざるを得ないということです。ただ、何度も申し上げますが、この218人を良しとしているわけではないですから、当然、さらに上積みをしていくという姿勢はあります。400人削減と言われると、それを実務ベースで計画を立てるのが難しいということです。

長澤委員：文章の中に、「定員の1,000人体制をめざし」と書いてあるので、これによろしいのではないですか。

委員長：「答申」を「最終答申」という形に変えて下さい。

事務局：西東京市の職員定員について、1,000人体制をめざして、西東京市行財政改革推進委員会最終答申ということでよろしいですか。

委員長：それをお願いします。他にご意見はございますか。

筑井委員：1ページ目ですが、後ろから5行目の「現に、現状はそういう面もみられます。」という部分を削除するとありましたが、その前の行で、「合併で変わったのは職員の仕事が楽になっただけだ」という部分がありますが、財政面から、さらなる定数削減が必要ということをうたっているわけですから、先進的なものを入れない方がよいと思います。事実、合併して大変な思いをしている部署もあるし、個人的にも大変な思いをしている人もいますので、ここで無理に入れなくてもよいと思いますが、どうですか。

委員長：少し言い過ぎの面もあります。「職員の仕事が楽になっただけ」というのは、本当は正しくないです。懐疑的な表現であると言われれば、そのとおりですので、この部分は削除したいと思います。
他にご意見等ありますか。なければ、次回の日程をお願いします。

事務局：次回、答申文を整えまして、委員長から答申していただけるようにしたいと思います。次回は、7月15日の11時ということですが、最後に残されておりました行革の進行状況の調査をしておりますので、それを前回同様に一覧にしてご報告いたしたいと思います。概ね1時間を予定しておりますので、その後、答申を市長にさせていただいて、市長と懇談をしていただこうと考えております。それでこの委員会の最終的な任務は完了とさせていただきたいと思います。

委員長：皆さん、よろしいですか。それでは、以上をもちまして第2回行革委員会を閉会します。ご苦労様でした。